

統計関連学会連合大会プログラム委員会 運用規則

統計関連学会連合

(総則)

第1条 この規則は、統計関連学会連合大会プログラム委員会（以下「本委員会」という。）の運用に関して定める。

本委員会は、統計関連学会連合規程第6条に基づく委員会である。

(目的)

第2条 本委員会は、統計関連学会連合大会（以下「連合大会」という。）のプログラムに関する諸事を決定し、連合大会の円滑な運営に資することを目的とする。

(構成員)

第3条 本委員会の委員は以下の各号により構成される。

- (1) 統計関連学会連合加盟の各学会から推薦されたもの若干名
- (2) 本委員会委員長により任命されたもの若干名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、担当する連合大会の1年前の連合大会時から担当する連合大会終了時までとする。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を1名置く。委員長は統計関連学会連合理事会が選出する。委員長の任期は、担当する連合大会の1年前の連合大会時から担当する連合大会終了時までとする。

(経費)

第6条 委員会の運営に必要とされる経費は、統計関連学会連合大会会計より支出される。経費は委員長および委員長の指名した委員が管理する。

(報告義務)

第7条 委員長は、統計関連学会理事会において、活動状況について報告する。

付則 本規則は2015年10月1日より施行する。